金沢弁護士会紛争解決センター利用案内

１　はじめに

金沢弁護士会紛争解決センター（以下「センター」といいます。）は、裁判によらずに当事者間の紛争（もめごと）を解決するための機関です。弁護士が「あっせん人」となって、公正・中立の立場で当事者から事情をお聞きし、当事者双方の合意（和解）による解決を目指します。

ただし、センターはあくまでも当事者間の合意により紛争を解決する機関ですので、相手方がどうしても手続に応じない場合や、話し合いが合意に達しない場合は、紛争を解決することができません。

なお、センターへの申立には、「時効の中断の効果」や「和解契約における強制執行力」はありません。

２　手続の流れ

センターは、あっせんの申立てにより手続を開始します。申立が受理されますとセンターから相手方に連絡し、センターでの話し合いに応じてもらえるかどうかをお聞きします。

相手方が話し合いに応じる場合は、あっせん期日を決め、あっせん人が双方の言い分を聞き、当事者間の和解のあっせんを行います。あっせんにより当事者間に和解が成立した場合には、和解契約書を作成して手続を終了します。

相手方が話し合いに応じない場合や話し合いをしても合意に至らない場合は、手続は終了します。

３　費用の種類や額、算定方法、支払方法

【納付に係る手数料は当事者負担となります】

センターを利用するにあたって、当事者には次の費用を負担していただきます。

①　申立手数料

１件１１，０００円（消費税込）で、申立人があっせんを申立てる際にセンターに納付していただきます。原則としてセンターが受領した申立手数料は返還いたしません。

②　成立手数料

あっせんが成立した場合にお支払いいただきます。和解契約締結時に成立手数料額を決定しますので、その金額をセンターに納付していただきます。

成立手数料額は原則として下表のとおりで、和解契約書に記載された負担割合に応じて共同して納付していただきます（消費税別）。

和解契約書に記載された解決額	算定基準割合
100 万円以下の場合	8%
100 万円を超え 200 万円以下の場合	5%+3 万円
200 万円を超え 500 万円以下の場合	3%+7 万円
500 万円を超え 5000 万円以下の場合	2%+12 万円
5000 万円を超え１億円以下の場合	1%+62 万円
１億円を超える場合	0.5%+112 万円

③　通訳料

通訳人を利用される場合は、センターが定める通訳料を負担区分に従って予納（３期日分３６，０００円）していただき、手続終了後精算いたします。

④　鑑定・出張料

鑑定や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、あらかじめ、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。

４　申立の方法

申立書に必要な書類（委任状、証拠等）を添付して、センターに提出してください。申立書及び証拠書類の提出通数は、通常は相手方の数＋２通です。３通のうち１通正本、２通副本をご提出ください。

なお、法人（株式会社など）が申立人又は相手方になる場合は、その代表者の資格を証明する書類（代表者事項証明書など）を併せて提出してください。

申立ての際には、申立手数料をセンターへ納めていただきます。

５　あっせん人、専門委員の選任

あっせん人は、センターに備え置かれたあっせん人候補者名簿（法曹経験７年以上の弁護士等）の中からセンターが選任します。原則として１人の弁護士があっせん人となりますが、事案によっては、更に弁護士や弁護士以外のあっせん人を選任し、２人又は３人で行うことがあります。

また、あっせん人を補佐するために弁護士や専門的知識を有する者を専門委員に選任することがあります。

６　提出された記録等の保存、返還の取扱い

和解契約書原本は手続終了後３０年間、それ以外の書面は手続終了後１０年間、センターで保存します。証拠物は、手続終了後速やかに、提出者に返還しま

す。

７　当事者等の秘密の取扱い

手続は非公開です。あっせん人、専門委員、通訳人及び本会の役員等には守秘義務が課せられており、秘密は守られます。また、手続で提出された書面や情報も非公開となっています。ただし、当事者双方の同意を得た場合やセンターの研究会等で報告する場合、

当事者が特定されないようにして開示することがあります。

８　途中で終了する場合

申立人は申立てを取り下げることができます。相手方は手続から離脱することができます。いずれの場合も書面を提出してください。

あっせん人が、紛争の性質や当事者の譲歩の有無など一切の状況を考慮して、成立を見込めないと判断したときは、あっせん手続を終了させることができます。

９　成立した際に作成する書面

あっせん人が、和解内容や成立手数料や諸費用の額とその負担割合等を記載した和解契約書を作成します。当事者双方及び利害関係人が記名押印又は署名し、あっせん人が和解契約成立の証人として署名押印します。原則として、当事者及び利害関係人の数＋１通作成し、当事者及び利害関係人に正本を送達します。

10　苦情の取扱い

あっせん手続に関する苦情は、口頭（電話を含む。）又は書面（ファクシミリを含む。）によりセンターに申出てください。センターは、苦情内容等について調査等の適宜の措置をとり、必要があれば、苦情申出者に対し、確認した事実及び処理の結果を、口頭又は書面で通知します。

【名　　称】　金沢弁護士会紛争解決センター
【所　在　地】　石川県金沢市丸の内７番３６号
TEL　076-221-0242　　FAX　076-222-0242
【業務取扱日時】　月曜日～金曜日の午前１０時～午後４時３０分
（祝祭日，年末年始，その他弁護士会が指定する休日を除く）